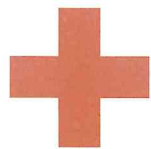


令和 5 年度

事業計画



日本赤十字社 富山県支部
Japanese Red Cross Society

Mission statement

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人 道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公 平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中 立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独 立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉 仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単 一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて活動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。

ご あ い さ つ

県民の皆様には、日頃から赤十字活動に深いご理解と温かいご支援を賜り心から感謝申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症に関しては、社会経済活動が徐々に回復しながらも、第7波、第8波と感染拡大の状況が続きました。日赤では、全国の赤十字病院で、通常の医療体制を確保しながら懸命に感染患者の治療に取り組んできました。また、自然災害に関しては、6月の石川県での震度6弱の地震や、石川、福井、新潟、静岡各県などでは災害救助法が適用される大きな豪雨災害が発生しました。日赤では、全国の支部、施設が連携して、感染防止を徹底しながら、避難所の巡回診療や救援物資の配布、こころのケア要員の派遣など被災者に寄り添う支援活動に取り組んできました。そして、2月に拡大したウクライナ紛争は、大規模な人道危機を招き、世界に衝撃を与えましたが、救援金の募集、拠出や現地への要員の派遣など、国際赤十字や周辺国の赤十字社と連携しながら着実な支援活動を続けています。

令和5年度富山県支部におきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症にしっかり対応しながら、富山赤十字病院での医療提供体制の維持・向上や血液事業での安定的な輸血用血液の確保に努めるとともに、災害時の救護体制の整備や訓練の充実を進めてまいります。

また、救急法等安全講習の普及や赤十字奉仕団の活動、青少年赤十字の実践活動、乳児院での子どもたちの健やかな成長支援など、安全対策を十分とりながら、工夫した活動に取り組んでまいります。

県民の皆様の信頼と期待に応えるため、支部、施設が一丸となって効果的かつ積極的な事業の推進に努めるとともに、皆様の身近な赤十字として、事業の透明性を高め、開かれた赤十字をめざしてまいります。

これらの事業を推進するための根幹となります「赤十字会員」の増強と会費募集に、多くの県民の皆様のご理解と、支部役員、各地区・分区の役職員、自治振興会、町内会、赤十字奉仕団、赤十字有功会、青少年赤十字などの関係の方々の、なお一層のご支援ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

日本赤十字社富山県支部

支部長 新 田 八 朗

目 次

第1	令和5年度日本赤十字社富山県支部・施設予算概要	1
第2	新型コロナウイルス感染症に伴う対応	7
第3	会員と社資	8
第4	災害救護活動	10
第5	看護師養成	13
第6	赤十字救急法等の講習	14
第7	赤十字奉仕団	16
第8	青少年赤十字（Junior Red Cross）	18
第9	社会福祉活動	20
第10	国際活動	21
第11	医療事業	22
第12	血液事業	25
第13	社会福祉事業	26
第14	広報活動	27
第15	支部・施設間の連絡調整	27
	〔参考資料〕日本赤十字社のミッションステートメント	表紙裏
	支部・施設所在地一覧	裏表紙
	日本赤十字社現勢	28
	日本赤十字社富山県支部の関係組織図	裏表紙裏

第1 令和5年度 日本赤十字社富山県支部・施設予算概要

(1) 一般会計歳入歳出予算概要

日本赤十字社富山県支部

(単位：千円)

		歳 入				歳 出					
科 目	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	増減	伸率 (%)	備 考	科 目	令和5年度 予算額	令和4年度 予算額	増減	伸率 (%)	備 考
1 社 資 収 入	184,000	184,000	0	0.0		1 災害救護事業費	14,824	15,348	-524	-3.4	
(1)一般社資収入	166,000	166,000	0	0.0		(1)災害救護指導事業費	8,738	8,680	58	0.7	大型キーチェルレーター整備 2,440 災害救援車 (1台) 800
(2)法人社資収入	18,000	18,000	0	0.0		(2)災害救護装備費	5,271	6,053	-782	-12.9	
2 委 託 金 等 収 入	1,249	1,461	-212	-14.5		(3)救護看護師指導養成費	815	615	200	32.5	看護師養成奨学金 4人
(1)委託金等収入	1,249	1,461	-212	-14.5	県物産備蓄倉庫等管理業務委託金	2 社 会 活 動 費	36,917	37,980	-1,063	-2.8	
3 補 助 金 及 び 交 付 金 収 入	4,003	3,564	439	12.3		(1)救急法等普及費	8,543	9,521	-978	-10.3	
(1)補助金及び交付金収入	4,003	3,564	439	12.3	管理経費調整交付金 1,213 静心スラム導入に關する交付金 2,790	(2)奉仕団活動費	10,934	11,239	-305	-2.7	
4 繰 入 金 収 入	0	0	0	-		(3)青少年赤十字活動費	9,963	9,899	64	0.6	
(1)資金繰入金収入	0	0	0	-		(4)社会福祉活動費	5,977	5,821	156	2.7	
5 雑 収 入	1,517	1,434	83	5.8		(5)医療事業費	1,000	1,000	0	0.0	
(1)雑 収 入	1,517	1,434	83	5.8		(6)血液事業費	500	500	0	0.0	
6 前 年 度 繰 越 金	31,000	32,000	-1,000	-3.1		3 国 際 活 動 費	1,300	1,300	0	0.0	

(1)前年度繰越金	31,000	32,000	-1,000	-3.1									
4 指定事業地方振興費	800	210	590	281.0	綿毛布・鍋セット 800								
5 地区区分区交付金支出	25,632	25,631	1	0.0									
6 社 業 振 興 費	28,206	29,549	-1,343	-4.5									
(1)社業振興費	16,249	17,011	-762	-4.5									
(2)広報活動費	11,957	12,538	-581	-4.6									
7 基盤整備交付金・補助金支出	10,000	10,000	0	0.0	病院等指定寄付								
8 積 立 金 支 出	33,302	32,838	464	1.4									
(1)資金積立金支出	27,021	26,513	508	1.9	施設整備準備資金								
(2)退職貯蓄金特別会計積立金支出	6,281	6,325	-44	-0.7									
9 総 務 管 理 費	38,159	37,367	792	2.1									
(1)評議員会等諸費	690	690	0	0.0									
(2)総務管理費	36,816	36,200	616	1.7									
(3)監 査 費	653	477	176	36.9									
10資産取得及び資産管理費	2,801	2,417	384	15.9									
11本 社 送 納 金	26,828	26,819	9	0.0									
12予 備 費	3,000	3,000	0	0.0									
歳 入 合 計	221,769	222,459	-690	-0.3									
歳 出 合 計	221,769	222,459	-690	-0.3									

(2) 医療施設特別会計歳入歳出予算概要

ア 収益的収入及び支出

富山赤十字病院

(単位：千円)

		入				支				出	
科	目	令和5年度予算額	令和4年度予算額	増減額	伸び率	科目	目	令和5年度予算額	令和4年度予算額	増減額	伸び率
1	医療収益	11,959,090	11,868,360	90,730	0.8%	1	医療費用	12,045,398	11,944,441	100,957	0.8%
(1)	入院診療収益	8,231,340	8,129,280	102,060	1.3%	(1)	材料費	3,329,872	3,323,712	6,160	0.2%
(2)	室料差額収益	110,000	110,000	0	0.0%	(2)	給与費	5,923,567	5,994,539	-70,972	-1.2%
(3)	外来診療収益	3,169,716	3,157,542	12,174	0.4%	(3)	委託費	831,109	855,725	-24,616	-2.9%
(4)	保健予防活動収益	385,264	414,042	-28,778	-7.0%	(4)	設備関係費	503,483	491,132	12,351	2.5%
(5)	その他の医療収益	76,274	76,986	-712	-0.9%	(5)	研究修費	42,358	39,303	3,055	7.8%
(6)	保険等査定減	-13,504	-19,490	5,986	-30.7%	(6)	経費	558,338	501,342	56,996	11.4%
						(7)	減価償却費	856,671	738,688	117,983	16.0%
2	医療外収益	207,737	231,719	-23,982	-10.3%	2	医療外費用	17,484	22,142	-4,658	-21.0%
(1)	受取利息	1,242	2,740	-1,498	-54.7%	(1)	支払利息	458	458	0	0.0%
(2)	運営費補助金等収益	28,475	27,900	575	2.1%	(2)	本部繰出金	11,227	11,174	53	0.5%
(3)	施設設備補助金等収益	98,039	106,378	-8,339	-7.8%	(3)	その他の医療外費用	5,799	10,510	-4,711	-44.8%
(4)	その他の医療外収益	79,981	94,701	-14,720	-15.5%						
3	医療社会事業収益	400	400	0	0.0%	3	医療奉仕費用	19,911	20,067	-156	-0.8%
(1)	医療社会運営費補助金等収益	400	400	0	0.0%	(1)	医療社会事業費	19,804	19,960	-156	-0.8%

					(2) 社会活動費	107	107	0	0.0%
4 付帯事業収益	109,928	97,850	12,078	12.3%	4 付帯事業費用	125,966	125,854	112	0.1%
(1) 施設収益	109,928	97,850	12,078	12.3%	(1) 施設費	125,966	125,854	112	0.1%
5 特別利益	0	0	0	-	5 特別損失	25,000	25,000	0	0.0%
					6 法人税等	188	322	-134	-41.6%
					7 予備費	10,000	10,000	0	0.0%
病院収益	12,277,155	12,198,329	78,826	0.6%	病院費用	12,243,947	12,147,826	96,121	0.8%

イ 資本的収入及び支出

(単位：千円)

収入		支出		伸比率			
科目	令和5年度予算額	令和4年度予算額	増減額	伸比率	増減額	伸比率	
病院収入	351,196	1,250,464	-899,268	-71.9%	病院費用	-899,268	-71.9%
1 固定負債	10,000	10,000	0	0.0%	1 固定資産	-899,268	-72.2%
(1) リース未払金	0	0	0		(1) 有形固定資産	-430,768	-55.6%
(2) 長期前受補助金	10,000	10,000	0	0.0%	(2) 無形固定資産	-468,500	-99.7%
2 資産売却収入	0	0	0		2 借入金等償還	5,709	0.0%
					(1) 借入金償還	0	
3 その他資本収入	341,196	1,240,464	-899,268	-72.5%	(2) リース未払金支払	5,709	0.0%
(1) その他資本収入	341,196	1,240,464	-899,268	-72.5%			
資本的収入合計	351,196	1,250,464	-899,268	-71.9%	資本的支出合計	351,196	-71.9%

(3) 社会福祉施設特別会計歳入歳出予算概要

富山県立乳児院

(単位：千円)

収入の部	令和5年度予算額	令和4年度予算額	比較増減	伸率(%)	支出の部	令和5年度予算額	令和4年度予算額	比較増減	伸率(%)
事業活動による収入	176,412	173,298	3,114	1.8	事業活動による支出	174,104	193,205	-19,101	-9.9
児童福祉事業収入(①+②)	175,732	172,718	3,014	1.7	人件費支出	154,719	168,491	-13,772	-8.2
①受託事業収入	162,901	159,877	3,024	1.9	職員給料支出	73,235	67,911	5,324	7.8
乳児院受託収入(県)	149,613	149,613	0	0.0	職員賞与支出	20,982	19,530	1,452	7.4
一時保護受託収入(県)	4,000	1,200	2,800	233.3	非常勤職員給与支出	32,543	33,168	-625	-1.9
里親支援機関受託収入(県)	8,504	8,504	0	0.0	退職給付支出	5,000	26,800	-21,800	-81.3
シヨートステイ受託収入	784	560	224	40.0	法定福利費支出	22,959	21,082	1,877	8.9
②補助金事業収入	12,831	12,841	-10	-0.1	事業費支出	12,488	13,979	-1,491	-10.7
病児・病後保育受託収入	12,031	12,041	-10	-0.1	給食費支出	3,500	4,818	-1,318	-27.4
病児・病後保育利用者負担収入 (富山市、滑川市、立山町、上市町、舟橋村)	800	800	0	0.0	保健衛生費支出	788	530	258	48.7
経常経費寄附金収入	600	500	100	20.0	被服費支出	30	140	-110	-78.6
経常経費寄附金収入	600	500	100	20.0	教養娯楽費支出	100	340	-240	-70.6
					水道光熱費支出	5,250	5,016	234	4.7
					消耗器具備品費支出	1,950	2,080	-130	-6.3
					賃借料支出	770	755	15	2.0
					雑支	100	300	-200	-66.7
受取利息配当金収入	30	30	0	0.0	事務費支出	6,897	10,735	-3,838	-35.8
受取利息配当金収入	30	30	0	0.0	福利厚生費支出	1,014	1,067	-53	-5.0
					職員被服費支出	10	43	-33	-76.7
					旅費交通費支出	150	300	-150	-50.0
その他の収入	50	50	0	0.0	研修費支出	200	200	0	0.0

受入研修費収入	50	50	0	0.0	事務消耗品費支出	500	689	-189	-27.4
					印刷製本費支出	0	170	-170	-100.0
					水道光熱費支出	500	470	30	6.4
					修繕費支出	271	271	0	0.0
					通信運搬費支出	850	765	85	11.1
					会議費支出	5	10	-5	-50.0
					広報費支出	70	600	-530	-88.3
					業務委託費支出	2,000	4,122	-2,122	-51.5
					手数料支出	183	183	0	0.0
					保険料支出	200	220	-20	-9.1
					賃借料支出	84	234	-150	-64.1
					租税公課支出	100	200	-100	-50.0
					保守料支出	760	733	27	3.7
					雑支	0	458	-458	-100.0
施設設備等による収入	0	0	0	0.0	施設設備等による支出	0	0	0	0.0
その他の活動による収入	5,000	26,800	-21,800	-81.3	その他の活動による支出	7,308	6,893	415	6.0
他会計繰入金収入	0	1,800	-1,800	-100.0	その他の活動による支出	7,308	6,893	415	6.0
その他の活動による収入	5,000	25,000	-20,000	-80.0					
収入合計	181,412	200,098	-18,686	-9.3	支出合計	181,412	200,098	-18,686	-9.3

第2 新型コロナウイルス感染症に伴う対応

日本赤十字社富山県支部及び各施設は、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めながら、各事業を展開してまいります。

災害救護活動

新型コロナウイルスに対応した、救護班の派遣や災害対策本部の設置など「救護体制の構築」や「救護訓練」、「救護員の研修」の充実に努めます。また、避難所での感染症対策に向けた災害救護装備配備として富山県内179ヶ所の小学校（避難所）へ大型サーキュレーターを令和2年度より5ヶ年の計画で配備しています。

救急法等の講習

感染防止対策を徹底した上で、対面での短期講習や暫定措置による基礎講習を実施していますが、感染症の状況を踏まえながら、救急法や水上安全法、健康生活支援講習、幼児安全法の救急員等養成講習会の再開に努めてまいります。短期講習等、主催者の要望に応じてオンライン講習も実施しています。

赤十字奉仕団

活動時に使用するためのフェイスシールドの配布など、新型コロナウイルス感染予防策を講じた上での活動を推進してまいります。

青少年赤十字

新型コロナウイルスに対応したリーダーシップ・トレーニング・センターの開催形式を検討し、安全で効果的な青少年赤十字活動の継続に努めます。出前授業や講演会の開催など、新型コロナウイルス感染予防や偏見・差別防止の啓発に取り組むとともに、学校教育での赤十字精神の普及に努めてまいります。

医療事業

引き続き、発熱外来や新型コロナウイルス感染症病床の確保など重点医療機関・協力医療機関としての体制を維持してまいります。

血液事業

献血ルームや街頭献血会場では密集や密接を避けるため事前予約の推進を図り、献血推進に努めてまいります。

また、献血にご協力いただく皆さまにも検温と手指消毒、マスク着用をお願いし、徹底した感染症対策を行い「新しい生活様式」に基づいた安心安全な献血会場の運営に取り組んでまいります。

社会福祉事業

病院等関係機関と連携して、新型コロナウイルス感染症の感染対策に取り組んでまいります。

第3 会員と社資

日本赤十字社の活動は、赤十字の理念に賛同し、支援してくださる会員によって支えられています。赤十字の目的に賛同し、運営に参画する会員が組織の基盤であり、会員から拠出される社資が日本赤十字社の重要な事業財源となっています。

1 会員制度の普及

明治10年5月1日に日本赤十字社の前身である博愛社が設立されたこと等にちなみ、毎年5月を「赤十字運動月間」として県下一斉に会員増強運動を展開しています。

本年度も、地区・分区をはじめ、自治振興会、町内会、赤十字奉仕団、赤十字有功会等関係者のご協力を得ながら、会員制度の普及と会員募集に積極的に取り組んでまいります。

(1) 会員

「会員」とは、日本赤十字社の活動に賛同し、毎年資金協力していただく個人、法人又は団体のことです。その中でも、毎年2,000円以上の資金協力していただく方を「会員」、毎年2,000円未満かつ500円以上を目安に資金協力いただく方を「協力会員」として位置づけております。

(2) 社資

日本赤十字社の活動資金は、会員に加入いただいている方からの「会費」と、遺贈や相続財産寄付などの継続性のない資金である「寄付金」から成り立っています。この「会費」と「寄付金」を合わせて「社資」と呼んでいます。

2 令和5年度社資目標額

一般社資	法人社資	合計
166,000千円	18,000千円	184,000千円

3 財政基盤の確立

令和5年度においても、地区・分区へ依頼目標額を定め、地区・分区を通じ各世帯のご協力をお願いすることとしています。

新型コロナウイルス感染症やウクライナ紛争などの影響により、経済的に厳しい状況が続くことが予想されます。赤十字活動へのご理解・ご協力をいただけるよう、赤十字NEWSや会員誌をお送りするなど積極的な情報発信を行いながら、会員に対するダイレクトメールの送付や口座振替、クレジットカード決済の活用をお願いするなど、社資の安定確保に努めてまいります。

4 地区・分区との協力体制の推進

ウィズコロナやアフターコロナの「新しい生活様式」に対応しながら、地域に密着した赤十字活動が実施できるよう、地区・分区との協力体制を推進してまいります。

- (1) 委嘱職員研修会の開催
- (2) 地区分区交付金の交付

事務費交付金

地区分区等における当該年度の地区分区扱社資収納実績額の10%及び支部直扱社資収納実績額の5%を交付します。

事業費交付金

当該年度の社資収納実績額の6%を交付します。

ただし、分区（村）については保障として3万円、厚生センター地区へは定額8万円を交付します。

- (3) 地区分区長・自治会長・町内会長等に対する富山県支部活動紹介資料の送付

5 情報公開と事業の透明性の確保

県民に開かれた事業運営を推進するため、支部・施設において自主的に情報公開の取り組みを行っておりますが、本社・支部統合WEBサイトを活用するなど広報の充実を図ります。

また、財政上も寄付金などによって支えられている団体としての性格から、説明責任や透明性が必要であることに鑑み、監査法人による監査を導入しております。

6 全国赤十字大会への参加

名誉総裁・名誉副総裁のご臨席のもと、5月に開催予定の全国赤十字大会には、有功章以上の受章者、奉仕団の代表者等の参加をいただき、支部事業へのご貢献に応えとともに、赤十字思想の高揚を図ります。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催内容の変更や延期・中止となる場合がございます。

7 富山県赤十字有功会

本会は、日本赤十字社金色・銀色有功章受章者の有志約450名により相互の親睦を図るとともに、赤十字思想の普及と新会員の勧誘など、赤十字の支援団体として赤十字事業の推進に協力していただいております。

第4 災害救護活動

災害救護体制の充実

日本赤十字社の救護活動は、ジュネーブ諸条約、赤十字国際会議の決議、日本赤十字社法及び同定款にその基盤を置いています。また、災害救助法では日本赤十字社の協力義務が明文化され、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）等により「指定公共機関」としてその責務が規定されています。

日本赤十字社救護規則には、(1)医療救護 (2)こころのケア (3)救援物資の備蓄と配分 (4)血液製剤の供給 (5)義援金の受付と配分 (6)その他災害救護に必要な業務が主な災害救護業務とされています。また、富山県をはじめ各地方公共団体の地域防災計画等においても、日本赤十字社の協力が組み込まれています。

県支部としては、これを受け、業務の円滑な遂行のため、職員（救護員）を訓練し、救護装備の充実を図ってきております。これまでの集中豪雨や能登半島地震、東日本大震災、熊本地震など近年続発している自然災害の教訓を踏まえ、さらに新型コロナウイルス等感染症に対応した「救護体制の構築」や「救護訓練」、「装備の充実」に努めてまいります。

1 救護班の編成

支部及び富山赤十字病院の医師、看護師、事務職員等を救護員として登録し、常備救護班8個班（1個班6人〔医師1、看護師長1、看護師2、主事2〕）を編成し、有事即応の体制をとっていますが、更にその質的充実を図ります。

救護班は、次の場合に出動します。

- (1) 災害の発生により救護の必要が生じ、各災害対策本部から救護班出動の要請があったとき
- (2) 各災害対策本部からの出動要請がなくても、支部長がその必要を認めたとき

2 災害医療コーディネーターチームの編成

災害時に効果的・効率的に関係機関との連携及び救護班の活動調整等を実施する災害医療コーディネーターチームを編成し、現在、富山赤十字病院の医師（コーディネーター）1、看護師2、薬剤師及び事務職員各1（コーディネータースタッフ）の5名を任命しており、複数チームが編成できるように、養成や訓練等その充実を図ります。

3 災害派遣医療チーム（DMAT）の養成

平成17年から国は、災害の急性期に可及的早期に活動させる機動性を持った災害派遣医療チーム（DMAT）の養成と指定を行っています。

富山赤十字病院では、災害派遣医療チーム（DMAT）[医師1、看護師長1、看護師2、調整員（ロジスティック）1の5名]として活動にあたるDMAT隊員の養成を行っています。

令和5年度においても災害派遣医療チーム研修に参加するなど充実に努めます。

4 救護訓練等の実施

災害発生時に迅速・的確な救護活動が展開できるよう支部・施設一体の救護訓練を実施するほか、県や自治体の防災訓練等に参加します。

- | | |
|---------------------------------|------|
| (1) 日本赤十字社富山県支部施設合同災害救護訓練 | 6月 |
| (2) 日本赤十字社富山県支部災害対策本部運営訓練 | 8月 |
| (3) 日本赤十字社第3ブロック支部合同災害救護訓練（愛知県） | 11月 |
| (4) 富山県総合防災訓練 | 8月 |
| (5) 富山空港総合消火救難訓練 | 9月 |
| (6) 富山市総合防災訓練 | 9月 |
| (7) 市町村防災訓練 | 8～9月 |
| (8) 国民保護訓練 | 10月 |

5 救護要員等の研修

救護員の質的向上を図ることを目的として、国・本社等が主催する研修に参加するとともに、富山県支部でも研修を実施します。

- (1) 富山県支部救護班要員研修会（看護師・主事研修）
- (2) 災害派遣医療チーム（DMAT）研修（厚生労働省）
- (3) 日赤災害医療コーディネーター研修会（本社）
- (4) こころのケア指導者養成・フォローアップ研修会（本社）

6 救護装備・資材等の整備

災害に備え、装備や資材の整備に努めます。なお、避難所での新型コロナウイルス感染症対策のための災害救護装備配備として、富山県内179ヶ所の小学校（避難所）へ大型

サーキュレーターを令和2年度より5ヶ年の計画で配備しています。

- (1) 地区・分区災害救援車の配備（1台更新） 砺波市
- (2) 大型サーキュレーター配備（一次避難所等小学校向け 40台）
- (3) 救護班用の医療セット材料や医薬品の整備

7 救護資材の貸し出し

自治会や自主防災会などが行う防災訓練やイベントでの使用を目的に、移動組立式炊飯器（炊き出し用大釜セット）やパイプテントを貸し出します。

また、スポーツ大会やイベント行事での不慮の事故に備えることを目的に、AED（自動体外式除細動器）を貸し出します。

8 災害救援物資等の交付と分置

火災や風水害等により被災された世帯を対象に、地区・分区を通じ応急的な救援物資を交付し、また不幸にして災害により死亡された方の遺族には弔慰金を贈ります。

救援物資は、その性格上速やかにお届けできるよう、希望する地区・分区へ分置配備します。

◎ 災害救援物資等交付基準表

区 分		救 援 物 質	
災 害 程 度	全 焼	1人につき 毛 布（4月～5月、10月）	1枚
		（11月～3月）	2枚
	全 壊	綿 毛 布（6月～9月）	1枚
		タ オ ル	10本
流 出	1世帯につき 緊急セット（1～4人）	1個	
	（5人以上）	2個	
度	床 上 浸 水	カセットコンロ（ガスボンベ3本付き）	1台
		鍋セット	1組
弔 慰 金	自然災害および火災による死亡者	1 人	10,000円

（注）避難所が開設された場合には、上記救援物資のほか安眠セットを交付します。

9 臨時救護の実施

(1) 海水浴場救護所

県内7ヵ所（宮崎、石田、浜黒崎、岩瀬、八重津、松太枝、島尾）の海水浴場の臨時救護所へ、応急手当用品を配付します。

(2) その他の臨時救護

多数の参集者が予想される公的行事等の会場に、主催者の要請に応じて救護員を派遣し、参集者の健康と安全の確保を図ります。

10 義援金・救援金の受付

(1) 国内義援金・海外救援金の受付

国内外での大災害による被災者や難民等への救援について、広く県民の協力を求めるための窓口を支部、施設、地区・分区に、銀行に口座を開設し、義援金・救援金を受け付けます。

なお、国内義援金は被災自治体に設置される義援金配分委員会を通じて受け付けた全額が被災者に届けられます。

(2) NHK海外たすけあい

年末には、世界各地で今なお紛争や災害で苦しんでいる人々を救援するため、NHKと共同で「NHK海外たすけあい」キャンペーンを実施し、国際赤十字との連携のもと、国際活動に活用します。

第5 看護師養成

赤十字の救護員となる看護師養成は、日本赤十字社法に基づくものであり、赤十字の基本理念である「人道」の精神に基づき行われる災害救護業務に従事する看護師を確保するとともに、国内はもとより国際的にも活躍できる有能な看護師を養成します。

1 救護看護師の確保

日本赤十字豊田看護大学に在籍する富山県支部長推薦入学者等を対象として、奨学金を貸与（返済免除制度あり）し、赤十字救護看護師の確保に努めます。

2 救護看護師の養成

富山赤十字病院に在職する看護師に対して、災害時の救護活動に従事するための研修を行い、修了者を赤十字救護看護師に登録します。

3 幹部看護師の教育

看護師の救護業務及び幹部看護師として必要な高度な研修を行うため、本社の幹部看護師研修センターへ看護師を派遣します。

第6 赤十字救急法等の講習

救急法等の講習普及は、大正8年に開催された第1回赤十字社連盟での決議に基づき、人間の苦痛を予防・軽減し、生命と健康を守り、人間の尊厳を確保するという赤十字の基本理念である「人道」を具体的な知識・技術として一般に広く普及することを目的としています。

事故や急病に対する応急手当の方法、家庭内での病気の予防、高齢者や身障者の介護の方法など県民の健康と安全に役立つよう広く普及に努めます。

新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、令和2年中から短期講習や暫定措置による基礎講習を再開しています。感染症の状況を踏まえながら、救急法や水上安全法、健康生活支援講習、幼児安全法の救急員等養成講習会の再開に努めます。

また、新型コロナウイルス感染状況下において、リモートツールを活用した新たな講習に取り組むとともに、感染予防や差別防止の啓発に取り組んでいきます。

1 講習普及

(1) 救急法

万一の事故や急病になった場合、医師や救急隊に引き継ぐまでに施すべき正しい応急手当の方法や、事故防止の知識を習得するための講習を実施します。

(2) 水上安全法

水の事故から自他の生命を守るための知識や技術を内容とし、海やプール等の事故防止に役立つ講習を実施します。

なお、令和5年度は指導員養成講習を開催し、更なる講習普及に努めます。

(3) 健康生活支援講習

健やかな高齢期を過ごすための健康維持・増進の思想の涵養と、高齢者の自立をめざした介護の知識や技術を習得する講習を実施します。

(4) 幼児安全法

子どもを大切に育てるために、乳幼児期に起こりやすい事故の予防とその手当、かかりやすい病気に対する知識と技術、更に、災害時の避難所での乳幼児及びその保護者を支援するための知識や技術を習得できる講習を実施します。

講習の種類	講習区分	講習時間	年間実施回数	受講人員
救急法	基礎講習	4時間	11回	300人
	救急員養成講習	12	7	200
	短期講習	1～2	130	4,700
水上安全法	指導員養成講習	30	1	10
	救助員養成講習	14	2	50
	短期講習	1～2	15	450
健康生活支援	支援員養成講習	12	3	20
	短期講習	1～2	30	1,000
幼児安全法	支援員養成講習	12	3	30
	短期講習	1～2	50	1,100

2 指導員の技術向上

東日本大震災以降、自治会や自主防災会等からの講習依頼が増加傾向にあり、講習内容も災害時の対応等を含めた幅広い内容となってきています。

このことから、救急法等指導員は、研修会の開催などを通じ、知識と技術の向上に努めるとともに、地域に根差した活動を行っていきます。

3 地域防災セミナー等での講習普及

地域で実施される防災訓練、研修会等へ赤十字防災指導者や救急法指導員を派遣し、防災セミナーや災害への備えなどの防災講習を行っています。

また、これまでの「災害エスノグラフィー」「DIG」に加え、「家庭内防災シミュレーション」といった演習プログラムや、動画やマンガ教材を用い、より地域に密着した「レジリエンスの強化」に向けた防災研修会を開催していきます。

第7 赤十字奉仕団

赤十字奉仕団は、赤十字の人道と博愛の精神に基づき、明るく住みよい社会を築きあげていくために必要な実際の事業に奉仕することを目的とし、それを実践しようとする人々が集まって結成されたボランティア組織です。

奉仕団には、市町村ごとに組織される「地域赤十字奉仕団」、青年や学生などによって組織される「青年赤十字奉仕団」、災害救護、点訳、芸能など専門技能を持った人々で組織される「特殊赤十字奉仕団」があります。

当支部においては、地域奉仕団50団、青年奉仕団1団、特殊奉仕団7団が結成されています。

1 奉仕団組織の状況

種 別	区 分	団 員 数
地 域 奉 仕 団	15市町村 富山市 15団 高岡市 6団 氷見市 4団 南砺市 8団 射水市 5団 砺波市・黒部市 各2団 その他市町村 各1団 50団	人 3,108
青 年 奉 仕 団	富山県青年赤十字奉仕団 1団	16
特 殊 奉 仕 団	富山赤十字点訳奉仕団 富山赤十字災害救援奉仕団 富山赤十字芸能奉仕団 富山赤十字病院奉仕団 ともしび赤十字奉仕団 富山県無線赤十字奉仕団 富山県青少年赤十字賛助奉仕団 7団	140
合 計	58団	3,264

2 奉仕団の主な活動

- 在宅ひとり暮らし高齢者訪問
- 社資募集、赤十字運動月間キャンペーン協力

- 災害時における救援活動（自主防災組織への参画、炊き出し、救援物資の搬送、無線通信など）
- 街頭献血の呼びかけ
- NHK海外たすけあい、国内災害義援金、海外救援金など募金の呼びかけ
- 救急法や健康生活支援講習など赤十字講習の受講と普及
- 青少年赤十字との連携
- 社会福祉施設ボランティア（シーツ交換、芸能訪問など）
- 病院ボランティア（玄関ホールでの案内、再来機の操作補助など）
- 点訳図書の作成と寄贈
- 皇居清掃奉仕
- その他、地域のニーズに沿った活動

3 奉仕団の育成

地域における赤十字活動の推進者であり地域の実情に精通した赤十字奉仕団が主体的な社会活動を行うため、その育成と奉仕意欲の向上に取り組めます。

- 赤十字奉仕団富山県支部委員会の研修部会と常任委員会役員が合同で企画・運営する研修会の実施
- 県や市町村のボランティアセンターを通じたボランティア募集
- 支部施設合同災害救護訓練など支部事業への参画
- 報道機関への積極的なプレスリリースやSNSを活用したリアルタイム情報発信
- 赤十字奉仕団同士や社外のボランティア団体等との連携・協力の推進（独居高齢者や貧困に苦しむ子どもたちへの支援などの地域課題に対し、積極的に貢献）

4 会報「奉仕団とやま」の発行

団員意識の高揚と活性化に資するため奉仕団情報を収録した、会報「奉仕団とやま」第39号を発行し、全団員に配布します。

5 活動推進奉仕団の指定

赤十字奉仕団活動の更なる充実と振興を図ることを目的として指定を行います。平成23年度から、赤十字奉仕団富山県支部委員会が、単年度毎にテーマを定めて、指定された複数の奉仕団が取り組むことにしています。

令和5年度活動推進指定

2団を新規指定

◎ 赤十字奉仕団研修等行事予定

主催区分	行 事 名	開催時期	場 所	期 間	参加人員
本 社	赤十字奉仕団中央委員会	5月	本 社	2日	1人
	支部赤十字奉仕団担当者会議	7	WEB会議	1	1
	赤十字ボランティア・リーダー研修会 (地域・青年・特殊対象)	8	東京都	3	1
	赤十字奉仕団支部指導講師研修会	2	本 社	3	1
ブ ロ ッ ク	青年赤十字奉仕団代表者及び 支部担当者会議	6	福井県	2	2
	赤十字奉仕団委員長及び 支部担当者会議	9	岐阜県	2	2
支 部	赤十字奉仕団富山県支部委員会	4	富山市	1	58
	赤十字奉仕団研修部会	6	支 部	1	15
	赤十字奉仕団研修会	7	富山市、高岡市	2	180
	赤十字奉仕団研修旅行	10	国 内	3	40
	赤十字奉仕団委員長会議	11	富山市	1	58
	赤十字奉仕団常任委員会	6・10・3	支 部	3	各 9

第 8 青少年赤十字 (Junior Red Cross)

青少年赤十字 (JRC) は、青少年が赤十字精神 (人道) に基づいて、世界の平和と人類の福祉に貢献できるよう、青少年自身が日常生活の中で、望ましい人格と精神を自ら形成することを目的とし、幼・保・小・中・義務教育学校・高等学校・特別支援学校に組織され、学校教育の一環として進められているもので、「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」の3つの実践目標と「気づき、考え、実行する」という態度目標を掲げています。

青少年赤十字が取り上げている「人道のこころ」は、文部科学省・学習指導要領にある「特別の教科道徳」の考え方と親和性が高いことから、赤十字の人道教育の知見と意欲を備えた指導者の養成を継続し、学校現場への働きかけを強めるなど、赤十字ならではの人道教育の提供に努めます。

新型コロナウイルス等感染状況下において、リモートツールを活用した活動に取り組むとともに、日赤の持つ様々な教材を活用し、感染予防や差別防止の啓発に取り組んでまいります。

1 活動推進

青少年赤十字指導者協議会や青少年赤十字賛助奉仕団との連携を深めながら、夏休み中に開催する「リーダーシップ・トレーニング・センター」や「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」活動への積極的参加を呼び掛け、体験活動を通してメンバーの資質の向上に努めるとともに、地域奉仕団等と連携した活動を推進します。

また、「富山県青少年赤十字活動実践校」を指定するとともに「活動報告書」を加盟校等に配付し、JRC活動の活性化に努めます。

2 指導者の育成強化

青少年赤十字は、幼・保・小・中・義務教育学校・高等学校・特別支援学校において、先生方の指導のもとに、学校教育の場を中心に推進されているところです。推進機関として設置されている青少年赤十字指導者協議会との連携強化を図るとともに、指導者の講習会・研修会の実施、普及・指導資料や活動事例集の配付、学校訪問など一層の普及に努めます。

3 会報「JRCとやま」の発行

県内における青少年赤十字メンバーの情報交換や行事の周知徹底、トレーニング・センターや国際交流事業の報告など、指導者及びメンバーへの情報紙として「JRCとやま」第33号を発行します。

4 青少年赤十字活動実践校の指定

学校教育における青少年赤十字の活動を支援し、実践事例を募ることにより、加盟校における青少年赤十字活動の充実振興に資するとともに、未加盟校への加盟啓発を図り、学校教育の進展に寄与することを目的として活動実践校の指定を行います。

令和5年度活動実践校の指定

小学校・中学校 各4校 他に高等学校等を指定予定

5 青少年赤十字海外支援事業の推進

青少年赤十字の募金活動による、ネパール、バヌアツの2ヶ国に対する教育支援事業を推進するため、1円玉募金の普及を図ります。

6 国際交流事業の実施

本社が招聘するアジア・大洋州地域の青少年赤十字・赤新月メンバーを支部に受入れ、県内加盟校のメンバーと交流します。

また、各国地域が直面する諸問題について意見を交換し、理解を深めることによって、国際理解・親善を促進し、人道的な価値観に触れることにより、将来の赤十字運動を推進する人材を育成します。

7 防災教育事業の推進

学校や地域における防災意識の向上と危険回避能力を高めることを目指す青少年赤十字防災教育プログラム「まもるいのち ひろめるぼうさい」や幼児向けに制作した防災教材「ぼうさいまちがいがし きけんはっけん！」の普及に取り組みます。また、関係各機関との連携のもと、防災教育の推進に努めます。

◎ 青少年赤十字研修等行事予定

主催区分	行 事 名	開催時期	場 所	対 象	参加人員
本 社	リーダーシップ・トレーニング・センター指導者養成講習会	5月	東京都	指 導 者	1名
	全国指導者協議会	6	本 社	指導者協議会長	1
	全国賛助奉仕団総会	7	〃	賛助奉仕団委員長	1
	指導主事対象研究会	1	〃	指 導 主 事	1
	スタディー・センター	3	山梨県	高校生メンバー	2
ブロック	指導者協議会会長及び 支部担当者会議	6	静岡県	指導者協議会長 支 部 担 当 者	2
	第3ブロック青少年赤十字賛助奉仕団 連絡協議会	6	長野県	賛助奉仕団委員長	1
支 部	小学校メンバー対象 リーダーシップ・トレーニング・センター	8	砺波市	小学生メンバー	} 約100
	中学校 〃	〃	〃	中学生メンバー	
	高等学校 〃	〃	〃	高校生メンバー	
	青少年赤十字活動研究会	1	富山市	指 導 者	約100

第9 社会福祉活動

(1) 地域奉仕団による在宅ひとり暮らし高齢者訪問

日頃、孤独になりがちなひとり暮らしの高齢者宅を訪問して話し相手になり、健全な生活を送っていただくことを目的に、昭和52年から毎年行っています。

奉仕団が地域の小学校に呼びかけ、青少年赤十字メンバーと一緒に訪問することは、一層高齢者に喜ばれているため、その活動の拡大を図っています。

(2) 地域・青年・特殊奉仕団による県内福祉施設等への訪問

(3) 点訳奉仕団による点字本・パソコン点字の作成及び県立視覚総合支援学校への贈呈

(4) 障がい者行事等への助成

第10 国際活動

日本赤十字社は、自然災害の被災者や紛争等による難民の救援、アジア・アフリカ等の開発途上国の保健衛生、防災対策等の開発事業に対する援助に関して、国際赤十字各機関との密接な連携のもと、救護、援助活動を続けています。

赤十字国際委員会（ICRC）や国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）からのアピールに応える、アフリカ地域における感染症対策、地域保健強化、紛争犠牲者支援やアジア地域での給水、衛生対応のほか日本赤十字社が直接二国間での支援を行う事業（2022年度実績9ヶ国）など、国際赤十字の連帯において、イニシアチブを取りながら貢献しています。

1 海外事業援助

当支部においては、第3ブロック8県支部（愛知・静岡・長野・岐阜・三重・石川・福井・富山）の合同で、アフリカの開発途上国の保健強化事業やレバノン・シリア難民支援事業、アジア・大洋州諸国の給水・衛生、災害対応キット支援事業に援助します。

2 海外救援金

ウクライナ人道危機など世界で続く武力紛争や災害等で苦しむ人々に寄り添い続けるため、国際赤十字のアピールに応え、富山県内においても救援金を募集します。日赤では、ICRCやIFRC、各国赤十字社等と連携しながら支援活動を展開します。

（※募集中の海外救援金：中東人道危機・バングラディッシュ南部避難民・アフガニスタン人道危機・ウクライナ人道危機）

3 外国居住者等の安否確認

武力紛争などにより、行方不明あるいは抑留されている身内の安否を気遣う精神的苦痛をいやすため、ICRCや各国の赤十字社と連携・協力して安否調査を行います。

第11 医療事業

富山赤十字病院は、赤十字活動の基本である「人道・博愛」の精神に基づき、人間の生命と健康・尊厳を守ることを使命とし、また、常に良質で安全、かつ患者さんにとって優しく、心のこもった温かい医療活動を行っています。

また、日本赤十字社が推進している「もっとクロス！計画」の一環として、地域にもっとクロスする取組みを地域の中核的医療機関として機能できるよう、最新式の医療機器（放射線治療装置・MRI等）を導入し、高度医療を提供しています。

さらに赤十字の使命の一つである災害時における医療救護活動についても、医師、看護師等からなる常備救護班並びに災害派遣医療チーム（DMAT）を編成し、災害が発生するといち早く被災地に派遣し、被災者を救護する体制を整備しています。

当院は、第三者評価機関による「病院機能評価機構認定病院」「人間ドック・健診施設機能評価認定施設」に認定されていますが、これからもこれに満足することなく、職員一丸となってより一層の向上に努めてまいります。

また、発熱外来や重点医療機関・協力医療機関として感染症患者の病床確保、高齢者等へのワクチン接種などを行ってきており、引き続きコロナ感染症の動向を踏まえ対応してまいります。

1 令和5年度患者数・診療単価目標

患者数(延べ)		診療単価	
外来	入院	外来	入院
200,618人	120,780人	14,900円	69,200円

2 病院の概要

(1) 病床数 401床（一般）

(2) 診療科目 25科

内科、腎臓・感染症内科、糖尿病・内分泌内科、血液内科、神経内科、呼吸器・アレルギー内科、消化器内科、循環器内科、精神科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、眼科、泌尿器科、産婦人科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、麻酔科、放射線科、歯科口腔外科、病理診断科

(3) 専門外来

内科	糖尿病教育、造血幹細胞移植後フォローアップ
小児科	神経、循環器、子どものこころ外来
外科	乳腺

整形外科	スポーツ専門、リウマチ関節、脊椎、人工関節
呼吸器外科	禁煙
皮膚科	レーザー
産婦人科	更年期、不妊、産後授乳相談、助産師母乳外来、助産師外来
耳鼻いんこう科	聴覚
内科・整形外科・ リハビリテーション科	リウマチセンター
緩和ケア外来	


3 病院の特色

富山赤十字病院は、富山市の玄関であるJR富山駅から徒歩約15分に位置し、「富岩運河環水公園」等の都市基盤施設に加え、「富山県美術館」が隣接し、神通川、呉羽山の四季に恵まれ、遥かに立山連峰の絶景を望む快適な環境の中にあります。

当院は、赤十字が担う使命と性格を踏まえ、地域の中核医療機関として今後とも地域の皆様に愛され信頼される病院として次の点を重点に、医療・保健・福祉サービスの向上に取り組んでまいります。

- 厚生労働省が指定する臨床研修病院
- 富山県がん診療地域連携拠点病院
- 地域医療支援病院
- 災害拠点病院（地域災害医療センター）
- WHO・ユニセフ認定「赤ちゃんにやさしい病院(BFH：Baby Friendly Hospital)」
- 日本医療機能評価機構認定病院
- 人間ドック・健診施設機能評価認定施設
- DPC包括評価の対象病院
- 不妊治療としての体外受精の実施
- 地域医療との連携を図る病床開放（開放型病床）及び設備等の共同利用の推進
- セカンドオピニオンの実施
- 患者さんの手術侵襲の軽減を目指した内視鏡手術や腹腔鏡手術の積極的推進
- 健診センターにおける疾患の早期発見と予防のための各種ドックコースの実施及び特定健診・保健指導の実施
- 専門看護師（3分野4名）や認定看護師（12分野24名）、特定行為研修修了認定看護師（2区分8名）など高度な専門性を有する資格取得等看護の質の向上
- 専門看護師・認定看護師等による看護専門外来（9外来）の実施
- 助産師が健診から出産までを扱う「院内助産所」や「助産師外来」の設置、助産師による母乳育児相談を行う「母乳外来」の実施
- 糖尿病療養指導士等の資格を持った看護師や管理栄養士等と医師とが連携し、糖尿病とその療養指導全般に関する相談の積極的推進

- 糖尿病療養指導士が中心となり、医師、薬剤師、臨床検査技師、管理栄養士、理学療法士、歯科衛生士が連携する糖尿病教室の実施
- 各種健康教育（禁煙教室等）や各種相談（授乳育児、人工肛門等）の積極的な実施
- 富山市からの委託を受けて、愛宕・安野屋地域における高齢者の生活相談に応じる「地域包括支援センター」の実施
- 医師の指示により看護師が24時間在宅療養者の相談に応じ、必要な時に訪問し、看護する「訪問看護ステーション」の実施（特定行為研修修了認定看護師の配置）
- 看護基準7対1の看護体制実施
- 集中治療室（ICU）4床設置
- 外来化学療法の実施（15床）
- 骨髄移植等血液疾患への取組み（無菌治療室14床）
- 緩和治療センターでは、がんや慢性心不全を患い、からだや心のつらさを専門的視点で緩和する治療や心温まるケアを提供（12床）
- 患者支援センターにおいて多職種スタッフが入・退院や地域の医療・介護サービスとの連携に関し一元的なサポートを実施
- 新型コロナウイルス感染症等に対応するため、発熱外来の設置とコロナ感染症病床の確保
- 最新鋭の脳血管撮影装置による脳卒中治療や予防に取り組む「脳血管センター」を設置
- 高齢妊娠出産等に対し、母子の健康を心身からサポートする県内では唯一の専門外来「母性内科」を設置
- 県リハビリテーション・こども支援センターと協力し、発達障害等に対する「子どもこのころ外来」を設置

	
<h2 style="margin: 0;">理 念</h2> <p style="font-size: small; margin: 0;">人道・博愛の赤十字精神にもとづく良質で安全な医療の提供</p>	<h2 style="margin: 0;">患者さんの権利</h2> <p style="font-size: small; margin: 0;">病院の「理念」・「基本方針」にもとづき患者さんが安心して医療を受けることができるよう、以下の権利を大切にします。</p>
<h3 style="margin: 0;">基本方針</h3> <ol style="list-style-type: none"> 1 患者さん中心の医療を提供します 2 より安全で高度な医療の実践を目指します 3 地域医療に貢献する病院を目指します 4 災害救護ならびに医療社会奉仕に努めます 5 次代を担う医療従事者を育成します 6 働きがいのある病院運営に努めます 7 健全経営の維持に努めます 	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の尊厳が守られる権利 2 プライバシーが保障される権利 3 適切な情報と説明を受ける権利 4 自ら医療行為を選択する権利 5 適切で最善の医療を受ける権利 6 子ども達が分かりやすく心のこもった医療を受ける権利
<p>富山赤十字病院</p>	

第12 血液事業

献血の推進と安定供給

富山県赤十字血液センターでは、東海北陸ブロック血液センターとの連携を密にし、県、市町村、医療機関及び献血推進団体等のご理解とご協力を得ながら、血液法等の関係法令に基づき、「安全な血液製剤の安定供給」に努めています。

献血の推進については、ホームページやSNSを活用して、血液製剤の在庫状況やイベント開催等の献血情報を発信し、将来の献血基盤を支える若年層を中心に、積極的に啓発活動を行います。また、令和4年12月にリニューアルオープンしたマリエ献血ルームでは、採血ベッドの増床や「ゆったりとくつろげる空間」と「訪れやすい献血環境」の提供、ラブラッド会員加入の推進と献血予約の推進を図り、安定的な献血者の確保に努めます。

安定供給については、広域需給管理体制の下、年間を通じ医療に必要とされている輸血用血液製剤を過不足なく安定的に供給するとともに、適正使用や適正な取扱いに関する情報収集と提供に努めます。

新型コロナウイルス感染症に対する取り組み

「新しい生活様式」を踏まえて、献血会場でのマスク着用、体温測定、手指消毒に加え、混雑や密集回避として献血予約の推進、少人数での来場をお願いするなど、引き続き感染防止対策を徹底してまいります。

1 令和5年度供給計画・採血計画

供給計画（単位：換算本数）				採血計画（単位：人）				
赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤	合計	200mL	400mL	血漿成分献血	血小板成分献血	合計
50,000	13,000	67,000	130,000	730	23,920	7,570	3,730	35,950

2 献血推進運動

- (1) 「愛の血液助け合い運動」キャンペーン（ポスター、ラジオ） 7月
- (2) 「はたちの献血」キャンペーン（ポスター、テレビ・ラジオ） 1月～2月
- (3) 学生献血推進ボランティアによる献血協力
 - * 「愛の血液助け合い運動」キャンペーンイベント協力
 - * 「サマー献血」・「クリスマス献血」キャンペーンイベント協力
- (4) 地域赤十字奉仕団による街頭献血への協力 年間
- (5) ライオンズクラブによる街頭献血・企業献血への協力 年間
- (6) ラジオ・テレビ・新聞など報道機関による広報 年間

基本理念

血液製剤を必要としている方の尊い生命を救うため

需要に応じた献血血液を安定的に確保し

安全性・品質向上に取り組み

献血者の皆様の想いを届けます

品質方針

献血者の意思を活かし、医療現場の期待に応えるため、関係法令等を遵守し持続可能な血液事業の基盤を確立する

- 1 行政、医療関係者、教育関係者らと連携して、医療を支える献血文化を次世代に引き継ぎます。
- 2 献血者から信頼される採血、適切な検査・製造体制により、患者に安心、安全な血液製剤を提供します。
- 3 行政、医療機関等と連携し、適切な供給体制を実現します。
- 4 献血から供給に至る、各業務間の情報共有・連携を強化して、的確・効率的な事業運営を推進します。

令和元年11月1日 血液事業本部長 **高橋 孝喜**

第13 社会福祉事業

富山県立乳児院は、昭和27年、様々な事情によって家庭で養育できない乳幼児のための施設として設立されて以来、地域に開かれた施設として乳幼児の健やかな養育に努めています。また、指定管理者としての管理・運営を行い、地域住民サービスの向上に努めています。

令和2年度から適用されている「富山県社会的養育推進計画」の中に子どもの権利保障や家庭養育優先原則を実現するための事業が計画されており、既に当院で取り組みを進めている高機能化・多機能化の更なる推進を図ることや子どもの最善の利益の実現に向けた社会的養育の充実が一層求められています。

このことを踏まえ、当院では、養育を必要とする子どもに対し、「できる限りの良好な家庭的環境」を提供するとともに、家庭復帰に向けた親子関係構築支援や里親への包括的支援等更なる施設機能強化に取り組みます。また、当院が今まで培ってきた乳幼児養育の専門性を活かし、一層充実した地域の子育て支援活動に取り組みます。

また、日本赤十字社の社会福祉施設として、支部・病院との連携等組織力を活かした活動にも積極的に努めていきます。

令和5年度は、次の重点項目に取り組むことにより、地域に信頼される施設を目指します。

重点項目

- 1 「家庭的環境」での養育
- 2 親子関係構築支援
- 3 里親支援機能の強化
 - (1) 里親制度普及促進
 - (2) 里親研修の開催

- (3) 里親支援の充実
- 4 職員研修の充実による養育力の向上
- 5 地域の子育て支援活動の推進
 - (1) 子育て短期支援事業（ショートステイ）
 - (2) 赤十字幼児安全法講習会への指導員派遣
 - (3) 病児・病後児保育事業
- 6 児童相談所・市町村等の子育て支援関係機関との連携強化
- 7 災害対応力の強化

第14 広報活動

日本赤十字社では、赤十字にとって歴史的に意義の深い5月を「赤十字運動月間」とし、赤十字思想の普及と会員増強運動を全国的に展開しています。当支部でも、この運動に力点を置きながら、年間を通じ、県民の多くの方々に赤十字についての認識を深めていただくよう努めてまいります。

- (1) 赤十字諸活動の実践を通じた広報
- (2) 広報「赤十字富山」の発行（年1回）と全世帯への配布
- (3) 広報「赤十字とやま」の発行（年2回）と地域回覧の実施
- (4) 民放3局・ケーブルテレビ局による赤十字運動月間テレビCM放映
- (5) 民放AM・FMラジオ局による赤十字運動月間ラジオCM放送
- (6) 「赤十字NEWS」の配布（月1回）
- (7) 赤十字運動月間（5月1日～31日）
- (8) ACTION！防災・減災（9月1日～30日）（3月1日～31日）
- (9) NHK海外たすけあいキャンペーン（12月1日～25日）
- (10) 本社・支部統合WEBサイトの積極的運用
- (11) SNS（Twitter）の積極的運用

第15 支部・施設間の連絡調整

支部・施設（病院・血液センター）間の連絡調整を行い、赤十字事業の一体化と円滑な運営を図るため、支部・施設業務連絡会議を定期的開催するほか、次の担当者部会を設け、専門的な企画・運営を行います。

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 研修担当者部会 | 職員研修の企画・運営 |
| (2) 広報担当者部会 | 赤十字広報に関する企画・運営 |
| (3) 災害救護等担当者部会 | 災害救援等に関する企画・運営 |

日本赤十字社現勢

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

日本赤十字社スローガン 人間を救うのは、人間だ。

赤十字の基本原則 人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性

1949年のジュネーブ四条約締結国

196カ国

世界の赤十字社・赤新月社等

192社

1. 沿革 明治10年(1877) 5月1日 博愛社設立
明治20年(1887) 5月20日 日本赤十字社に改称
昭和27年(1952) 8月14日 日本赤十字社法制定

2. 名誉総裁・名誉副総裁

名誉総裁 皇后陛下
名誉副総裁 秋篠宮皇嗣妃殿下
常陸宮殿下・同妃華子殿下
三笠宮妃百合子殿下 寛仁親王妃信子殿下
高円宮妃久子殿下

3. 会 員 (令和4年3月31日現在)

個人 20万人
法人 8.5万法人

4. 評議員 2,004人

5. 代議員 223人

6. 役 員 (令和4年7月1日現在)

社長 清家 篤(常勤)
副社長 鈴木 俊彦(常勤) 十倉 雅和(非常勤)
理事 61人(常勤5人 非常勤56人)
監事 3人(常任1人 非常勤2人)

7. 青少年赤十字 (令和4年3月31日現在)

幼稚園・保育所	1,784校	149,352人
小 学 校	7,076校	1,953,430人
中 学 校	3,495校	978,908人
高 等 学 校	1,772校	361,188人
特別支援学校	203校	21,097人
そ の 他	111校	28,678人
計	14,441校	3,492,653人
指 導 者		243,861人

8. 赤十字ボランティア (令和4年3月31日現在)

地域赤十字奉仕団	2,107団	1,097,423人
青年赤十字奉仕団	149団	5,387人
特殊赤十字奉仕団	630団	29,324人
個人ボランティア等	—	12,000人
計	2,886団	1,144,134人

9. 救急法等の講習

	資格登録者数(令和4年3月31日現在)		受講者数 (令和3年度)
	指 導 者	救急員等	
救急法基礎講習	10,806人	240,118人	19,580人
救 急 法	6,863人	132,089人	193,142人
水 上 安 全 法	1,486人	10,330人	18,813人
雪 上 安 全 法	212人	1,001人	125人
幼 児 安 全 法	2,245人	19,598人	34,204人
健康生活支援講習	1,716人	14,076人	20,051人
計	23,328人	417,212人	285,915人

10. 看護師等の教育

施設数	一 学 年 養 成 定 員	
大 学 (大学院併設) 6	看 護 師 17校	1,195人
短期大学 1	助 産 師 6校	88人
看護専門学校 11	保 健 師 6校	149人
助産師学校 1	幹部看護師 1校	120人
幹部看護師研修センター 1	介護福祉士 1校	30人
計 20		

11. 国際活動

国際救援・開発要員派遣 (令和3年度)	8カ国	のべ 26人
国際赤十字・赤新月社連盟出向	3人 (スイス、マレーシア)	
国際活動費 (令和3年度)		42億円

12. 国内災害救護

救 護 員 数	7,792人(常勤救護員を含む)	
常備救護班	485班	4,954人
無 線 局	(令和4年3月31日現在) 3,184局	
救 護 車 両	1,829台	
赤十字飛行隊(特殊奉仕団)	103人	
災害における救護員出動数 (令和3年度)	1,690人	
救援物資配分数(毛布・安眠セット・緊急セット) (令和3年度)	13,297個	
令和3年度取扱義援金額 (令和4年3月31日現在)	20億8,599万2,926円	

13. 医療事業

施 設 数		
病 院	91	診 療 所 5
		老人保健施設 5
		介護医療院 5
病床総数	35,028床 (令和4年3月31日現在)	
総患者数 (令和3年度)	1日平均	
入 院	956万人	2.6万人
外 来	1,514万人	6.2万人

14. 血液事業

施 設 数		
地域血液センター	47	ブロック血液センター 7
附 属 施 設 (献血ルーム116を含む)	170	附属施設(製造所) 4
		分室 1
献血者数 (令和3年度)	供給本数 (令和3年度)	
成分献血	164万人	輸血用製剤 1,725万本
400mL献血	328万人	車両台数 (令和4年3月31日現在)
200mL献血	12万人	献血運搬車 854台
計	505万人	移動採血車 278台

15. 社会福祉事業

児 童 福 祉 施 設 数 (定員)		
乳 児 院	8 (291)	医療型障害児入所施設 3 (286)
保 育 所	3 (368)	
児童養護施設	1 (40)	
老 人 福 祉 施 設 数 (定員)		
特別養護老人ホーム (併設ケアハウス20人を含む)	8 (773)	
障害者福祉施設数 (定員)	複合型施設 1 (定員)	
障害者支援施設	1 (50)	特別養護老人ホーム (110)
視聴覚障害者情報提供施設	2	介護老人保健施設 (100)
補装具製作施設	1	高齢者グループホーム (18)
		障害者支援施設 (10)

16. 職員数 (施設数)

職 員 数	
本 社	(1) 536人
支 部	(47) 696人
医 療 事 業	(118) 59,356人
血 液 事 業	(229) 5,849人
社 会 福 祉 事 業	(28) 1,137人
計	67,574人

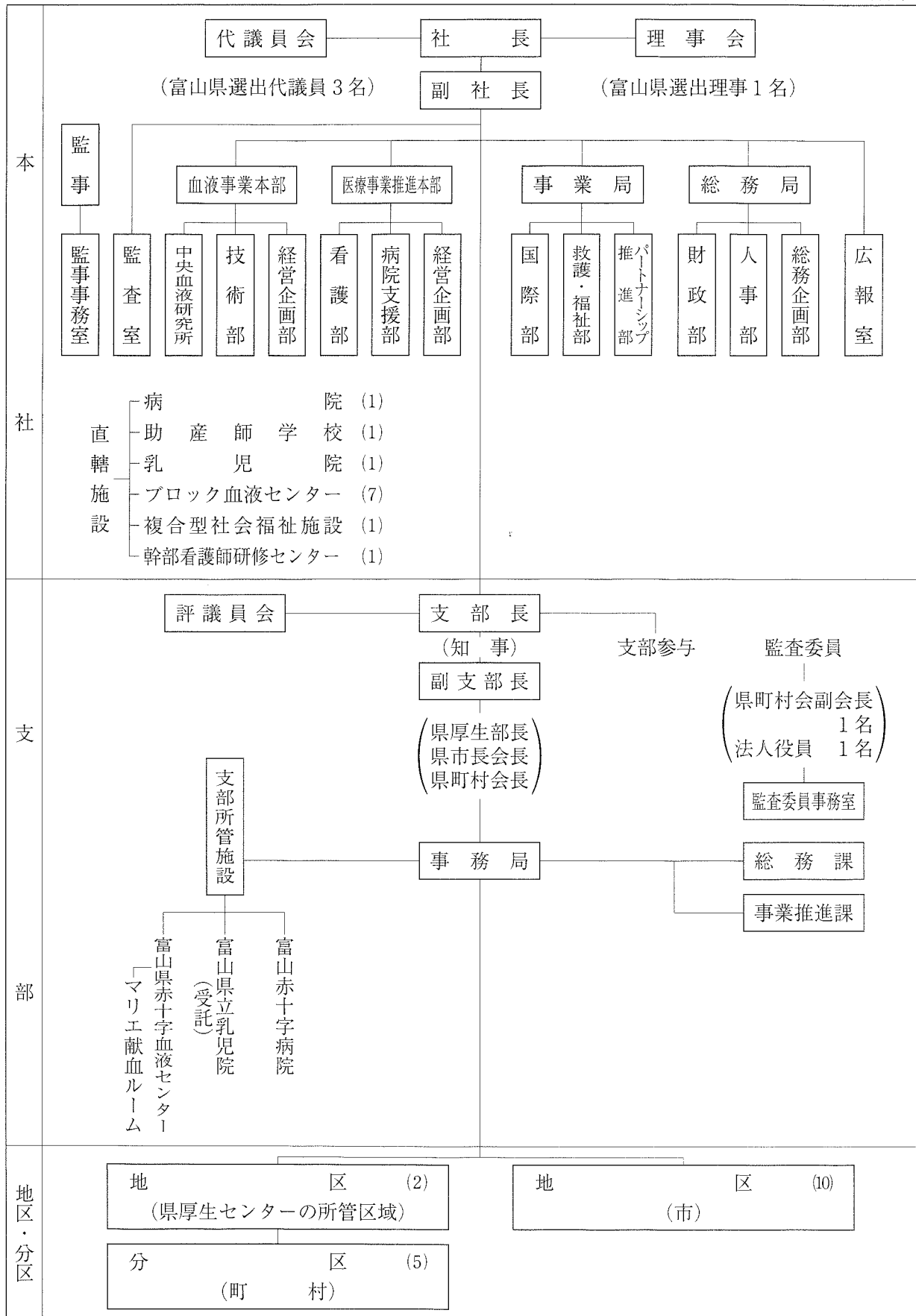
17. 会 計 (令和4年度当初予算)

一 般 会 計	本 社	200億 4千万円
	支 部	198億 7千万円
医 療 施 設 特 別 会 計		1兆 1,515億 9千万円
血 液 事 業 特 別 会 計		1,612億 6千万円
社 会 福 祉 施 設 特 別 会 計		156億 1千万円

(特に断りのない統計数字等は、令和4年4月1日現在)

日本赤十字社富山県支部の関係組織図

(令和4年4月1日現在)



※富山赤十字看護専門学校は、令和3年3月31日をもって閉校いたしました。

支 部 ・ 施 設 所 在 地 一 覧

施 設 名	郵便番号	所 在 地	電 話 F A X	ホームページ
日本赤十字社富山県支部	930-0821	富山市飯野26番1号	(076) 451-7878 (076) 451-6872	https://www.jrc.or.jp/chapter/toyama/
富 山 赤 十 字 病 院	930-0859	富山市牛島本町2丁目 1番58号	(076) 433-2222 (076) 433-2274	http://www.toyama-med.jrc.or.jp/
富山県赤十字血液センター	930-0821	富山市飯野26番1号	(076) 451-5555 (076) 451-4803	https://www.bs.jrc.or.jp/tkhr/toyama/
マリエ献血ルーム	930-0003	富山市桜町1-1-61 マリエとやま6階	(076) 445-4500 (076) 441-1722	
富山県立乳児院（管理受託）	930-0859	富山市牛島本町2丁目 1番38号	(076) 432-8137 (076) 432-8238	https://www.toyama-nyujiin.jp/